

## ● 震災復興都市計画について

### ① 震災復興都市計画とは

- ◆ 「震災復興都市計画」は、地震の発生により都市基盤が未整備な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、関係法令に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進めるもの。

### ② 愛知県の取組

- ◆ 平成 15 年度 「震災復興都市計画の手続き」を策定
- ◆ 平成 24 年 4 月 「愛知県震災復興都市計画の手引き（手続き編）」を策定
- ◆ 平成 25 年 3 月 「愛知県震災復興都市計画の手引き（計画編）」を策定
- ◆ 平成 26 年 3 月 「事前復興の取組に関するガイドライン(案)」を策定
- ◆ 平成 26 年度～ 「震災復興都市計画模擬訓練」の実施
- ◆ 平成 28 年 3 月 「事前復興まちづくり模擬訓練プログラム（全体版）」を策定
- ◆ 平成 29 年 3 月 「震災復興地区カルテ作成要領(案)」を策定

#### （愛知県震災復興都市計画の手引き）

- ・震災により都市基盤が未整備な市街地に大きな被害が発生した場合などにおいて、住民との合意形成を図りつつ市街地開発事業等により迅速な復興を行うため、被災以後の県職員の詳細な行動内容を示すとともに、市町村職員の行動手順や対応方法の基本を示し、市町村が復興対策を策定する際の指針となるもの。
- ・「手続き編」は、都市復興のプロセス毎に時系列で構成され、県・市町村職員の詳細な行動内容、被害状況の調査要領、区域設定などにおける判断要件、計画の策定指針などが示されている。
- ・「計画編」は、復興計画の策定に必要な知識や技術基準、復興計画事例、事前復興計画の取組やその考え方、留意事項などが示されている。

#### （事前復興の取組に関するガイドライン(案)）

- ・市町村で事前復興の取組が促進されるよう、取組を進める上での基本的な考え方や、実際に地域で事前復興の取組を行った事例とその留意点等が示されている。

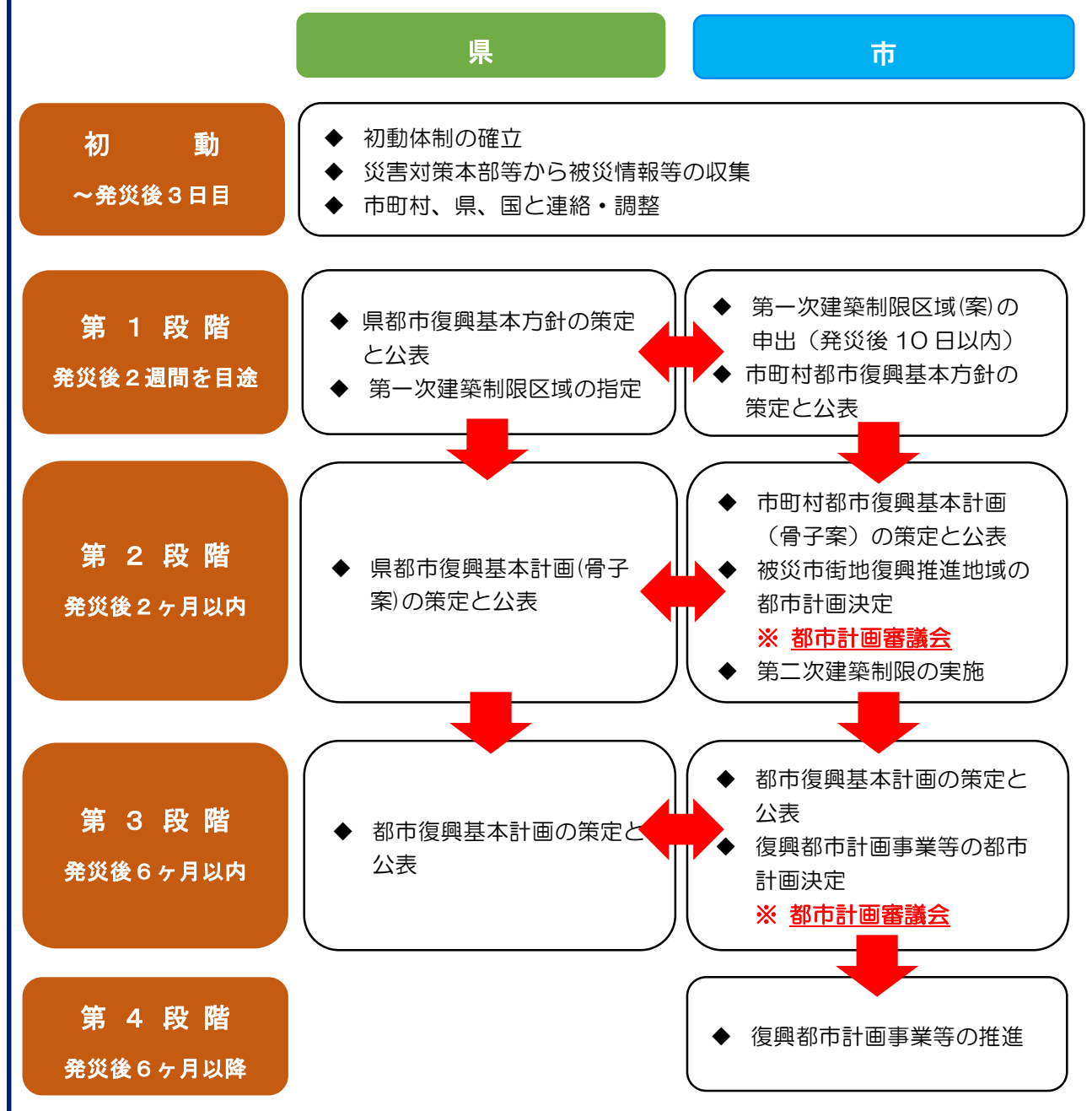
#### （事前復興まちづくり模擬訓練プログラム（全体版））

- ・事前復興まちづくり模擬訓練は、大規模地震による被害を想定した上で、被災後のまちづくりについて考える訓練であり、地域住民とともに取組めるよう、訓練内容等が示されている。

#### （震災復興地区カルテ作成要領(案)）

- ・震災復興検討地区カルテは、震災復興都市計画の対象となり得る地区について、平時の地区情報を整理するとともに、被災後の地区の被害状況の把握、復興地区区分の検討に活用できるよう作成するもの。

## ③震災復興都市計画の主な手続き



## ④被災前の取組

- ◆ 震災復興都市計画は、事前の取組があつてこそ、被災後の円滑な復興につながることから、現在、「震災復興検討地区カルテ作成要領（案）」（平成 29 年 3 月）に基づき対象となり得る地区を抽出し、発災直後の被災状況の把握や復興地区区分の検討に必要な地区情報をまとめた震災復興検討地区カルテの作成を進めている。